

## 人口減少対策意識啓発強化期間推進事業に係る業務委託仕様書

令和7年度の人口減少対策意識啓発強化期間推進事業については、次の仕様により、令和6年度に県が制作した人口減少対策意識啓発キャンペーンCMを放送及びSNSの配信を行う。

### 1 人口減少対策意識啓発のためのCMの放送

#### (1) 放送期間等

- ア 放送期間 令和7年8月1日～令和7年9月30日
- イ 放送時間 1回あたり15秒
- ウ 放送回数 50回以上
- エ 放送時間帯 放送局において、予算内での効果的な放送時間帯を設定・提案すること。

※10代から20代の若者の視聴率が高い番組、時間帯に放送すること。

#### (2) 放送内容

県が令和6年度に作成した人口減少対策意識啓発に関するCMを放送する。

### 2 人口減少対策意識啓発のための動画配信

令和6年度に県が作成した動画配信用CMをSNSで配信する。

#### (1) 配信時期

令和7年8月1日～9月30日

#### (2) 配信設定

- ア 県内在住または、県内出身等の10～20代の若者をターゲットに設定し、効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。
- イ 配信エリアは愛媛県内、東京都、大阪府とすること。
- ウ プラットホームや配信方法について、10～20代の若者に人口減少対策の意識醸成につながるよう、効果を最大限に発揮できる媒体を選定の上、提案すること。
- エ 配信期間を通じて、リーチ数、クリック数などの広告への反応を検証しながら継続的に改善を図ることで、事業効果の最大化を図ること。

### 3 人口減少対策意識啓発強化期間の趣旨に沿った放送局の取組

放送局において、上記1、2とは別の若者を重視した独自の自発的な取組(SNS、番組、記事、イベント等)も積極的に実施することとする。

取組の内容は、放送局から提案することとし、県と協議の上、決定する。

#### 4 その他

- (1) 本業務の認知拡大のために、自社のホームページ上にPRを行うページを設けるとともに、自社のSNSやSNS広告の活用等を行い、積極的に情報発信を行うこと。
- (2) 1～3の取り組みについて、実施内容と状況を随時報告すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (4) 本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 本仕様書に定められない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (7) 上記に関わらず、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (8) 本業務は、県企画統計課の令和7年度EBPM推進に係る事業効果検証業務の対象となっていることから、検証への協力を行うこと。